

久留米市 当事者団体との意見交換から施策につながるキーワード一覧 及び WGにおける検討意見

| 分類 | 施策につながるキーワード | WG検討意見 |
|----------|----------------------------|---|
| 啓発・理解促進 | 障害に対する配慮が常識となること。 | 市全体で障害者への配慮が常識となるように。市全体（各職域や教育現場）理解促進の研修を必修化。 |
| | それぞれが知り合う場、関係づくりの場が必要 | 自治会単位での知り合う場（意図的に作る）が必要。 |
| | 出会う場、話し合う機会を社会が意図的に設ける | 互いが知り合う場（意図的に作る）が必要。建設的な対話を重ねることが重要。 |
| | 障害に対して考える機会が広まって欲しい。 | 一緒に過ごす中で生まれた工夫の例は合理的配慮の例として情報発信すると理解促進につながる |
| 情報発信 | 学校卒業やひきこもりになると福祉情報が入りにくい。 | 学校卒業後、福祉情報を得やすい場が必要。情報を得る方法を知らせていくことが必要。 |
| | 親亡き後の当事者の生活について市の情報が少ない。 | 情報を得るにも、それぞれに応じた（障害の特性）配慮が必要。 理解促進にも記載。工夫の例を合理的配慮の例として情報発信 |
| 教育・保育・療育 | 一緒に学ぶ教育。インクルーシブ教育が重要。 | 共に学ぶインクルーシブ教育は必要。支援体制の整備が必要不可欠。 |
| | 当事者への権利教育が必要。 | 地域で子どもを見守る体制も必要。親は隠したが。隠さなくて大丈夫という地域や親への教育が必要。 |
| | 当事者家族への学ぶ機会が無い。 | 幼児期からの切れ目のない支援体制が求められていると思う。 |
| | 教育者の障害（発達障害）への理解が不足している。 | 教育、保育、医療、福祉の横の連携や、ライフステージに合わせた切れ目のない支援も必要 |
| | 障害児と混ざり合う機会のある場としての学童保育の拡充 | これらの環境を選択することができることが大事 |
| | 幼児期から継続して利用できる療育施設が必要 | |
| 意思疎通支援 | 意思疎通支援従事者の養成の強化及び活動支援が必要。 | 意思疎通支援者の養成は課題。 |
| | 仕事としての体制の確保。身分保障が必要。 | 手話・点字・音声・文字表示・わかりやすい表現・絵図の提示、情報支援機器その他の意思疎通手段の利用の促進 意思決定を支える情報保障や意思疎通の支援、選択の機会の確保が大事 |
| 相談体制 | 最寄りの場所に多数あった方が良い。 | 「差別」という名称が前に出ると相談しづらい |
| | 相談員は人権感覚に鋭い人物である必要がある。 | 相談のつなぎ役、つなぐルートが複数必要 |
| | 気軽におしゃべりできるような場で話せるとよい。 | 相談しやすいのはピアの人 |
| | 校区に相談窓口があると良い。 | 障害者団体もつなぎ役の役目を担う |
| | | オープンスペースのような場所で本人が誰かに話し、繋ぐ。 |
| その他 | | 他市の分類表を見ていて、その他の公共施設の配慮（バリアフリー等）は入れてほしい |
| | | 久留米市は市民活動が活発。行事、災害対策等の企画・立案の段階から当事者に入っていたら。 |
| | | 相談分野などでも役割を担っていただきたい。 |

| 条文案 | 説明 |
|--|---|
| <p>（施策推進）</p> <p>第〇条 市は、第 1 条に規定する目的を達成するため、必要となる基本的な施策（以下、基本的施策という）を次条から第〇条のとおり規定し推進するものとする。</p> <p>2 基本施策の推進のため、久留米市障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下、基本方針という）を定めるものとする。</p> <p>3 基本方針には基本的施策の他、市長が特に必要と認める施策及び施策の推進に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>4 前項の施策について、障害者差別解消法に基づき設置する、久留米市障害者差別解消支援地域協議会から、企画立案・施策の進捗状況・推進方針に対し障害者及びその他の必要な意見の聴取を行い、施策へ反映するものとする。</p> | <p>既策定の基本方針との関係性の整理、および PDCA のための体制について規定した</p> <p>体制としては既存の協議会を位置づけ、PDCA における当事者の意見把握や、事業者の意見把握などを行うもの</p> |
| <p>（啓発・理解促進）</p> <p>第〇条 市は、市民及び事業者の、障害及び障害者に関する理解と関心を深めるために必要な、広報及び啓発活動を行うものとする。</p> <p>2 障害の有無に関わらず、全ての人が相互理解を深めることができる機会及び情報の提供を行うものとする。</p> | <p>他市の条文も参考にしながら、啓発促進を規定した</p> <p>具体的な事業は未定。相互理解ができる場について規定した</p> |
| <p>（情報発信）</p> <p>第〇条 市は、障害福祉等に関する情報を、全ての障害者が取得できるよう発信し、又は取得できる環境の整備を促進する。</p> | <p>福祉情報が学校等を卒業すると取得できないという意見に対応した規定</p> |
| <p>（教育・保育）</p> <p>第〇条 市は、インクルーシブ教育及び保育が促進されるよう、教育機関その他の関係機関との調整を図るものとする。</p> <p>2 市は、前項の調整において、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、障害のある幼児、児童及び生徒への支援又は教育機関等への支援を行うものとする。</p> | <p>インクルーシブ教育について規定したもの</p> <p>その為に必要な施策（支援）について規定したの</p> |
| <p>（意思疎通支援）</p> <p>第〇条 市は、視覚・聴覚障害（盲ろう含む）、発語障害、知的障害、発達障害、その他によるコミュニケーションにおける特質に応じた意思疎通手段（手話、点字、音声、文字の表示、読み仮名の表示、分かりやすい表現を用いた表示、絵図を用いた表示、情報支援機器、その他必要とされる適切な手段）の利用をすすめ、情報の取得しやすさの促進を図るものとする。</p> <p>2 市は、意思疎通支援者の養成及び活動推進を図り、社会資源としての確保及び整備を進める。</p> | <p>意思疎通支援の取り組みについて、公的情報・公共施設などで率先行動を行う規定</p> <p>不足する意思疎通支援者の確保について規定したもの</p> |
| <p>（相談体制の充実）</p> <p>第〇条 市は、障害を理由とする差別に関する相談に応じるため、体制の充実を図るものとする。</p> <p>2 市は、前項の施策について、次の各号を検討し推進するものとする。</p> <p>（1）相談者にとって身近な相談窓口、又は相談しやすい場について</p> <p>（2）障害者を含む相談員の確保について</p> <p>（3）市（久留米市基幹相談支援センター含む）と相談支援事業所又は障害当事者団体等との差別相談に関する連携について</p> | <p>各号のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> • 相談しやすい場所の確保に関する規定 • それぞれの相談機能が市の差別相談窓口と連携・機能するための規定 • ピアの相談員の配置 <p>各団体意見や第 12 回 WG で出た意見を集約した規定</p> |
| <p>（基礎的環境整備）</p> <p>第〇条 市又は事業者が、自ら所有又は管理する施設を整備する場合、福岡県福祉のまちづくり条例の主旨・目的を理解し、基準に従い整備するものとする。</p> | <p>障害者への配慮のある施設の整備についての意見があったが、既に福岡県福祉のまちづくり条例があることから当該条例との同調規定をする。</p> |